| 番号 | 指名停止理由            | 有資格業者名  | 措置期間                                 | 適用条項  | 決定日    | 備考  |
|----|-------------------|---|--------------------------------------|---|--------|---|
| 1  | その他不正又は不誠実な<br>行為 | 東京都港区元赤坂1丁目6番6号<br>綜合警備保障 株式会社<br>代表取締役 青山 幸恭   | 令和4年4月8日から<br>令和4年5月7日まで<br>(1か月)    | 第2条第1項別表第2第9号(その他不正又は不誠実な行為)                      | R4.4.8 | 左記業者の元社員は、令和3年1月9日に、業務として回収し保管していた顧客の現金約2,900万円を着服したとして、令和4年2月9日に業務上横領の容疑により愛知県警に逮捕された。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。  |
| 2  | 独占禁止法違反行為         | 群馬県前橋市総社町桜が丘1225番地2<br>東朋産業株式会社<br>代表取締役 村田 茂行  | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)              |        | 左記業者は、国、地方公共団体等が発注する群馬県に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等について、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年2月25日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。  |
| 3  | 独占禁止法違反行為         | 大阪府大阪市中央区北浜東1番20号<br>ナカバヤシ株式会社<br>代表取締役 湯本 秀昭   | 令和4年4月15日から<br>令和4年7月14日まで<br>(3か月)  | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)並びに<br>第4条第3項 |        | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 4  |                   | 東京都文京区小石川四丁目14番12号<br>共同印刷株式会社<br>代表取締役社長 藤森 康彰 | 令和4年4月15日から<br>令和4年7月14日まで<br>(3か月)  | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)並びに<br>第4条第3項 |        | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 5  |                   | 宮城県仙台市若林区六丁の目西町4番1号<br>株式会社ビー・プロ<br>代表取締役 江馬 文成 | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)              |        | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。 |

| 番号 | 指名停止理由    | 有資格業者名   | 措置期間                                 | 適用条項                                 | 決定日 | 備考  |
|----|-----------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|-----|---|
| 6  | 独占禁止法違反行為 | 東京都港区東新橋一丁目7番3号<br>トッパン・フォームズ株式会社<br>代表取締役社長 坂田 甲一 | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為) |     | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。     |
| 7  |           | 東京都千代田区神田小川町一丁目11番地<br>株式会社ディーエムエス<br>代表取締役 山本 克彦  | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為) |     | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。     |
| 8  | 独占禁止法違反行為 | 愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地<br>小林クリエイト株式会社<br>代表取締役 小林 友也   | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為) |     | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。     |
| 9  | 独占禁止法違反行為 | 東京都八王子市東浅川町553番地<br>光ビジネスフォーム株式会社<br>代表取締役 松本 康宏   | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為) |     | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。 |

| 番号 | 指名停止理由    | 有資格業者名   | 措置期間                                 | 適用条項                                 | 決定日 | 備考  |
|----|-----------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|-----|---|
| 10 |           | 京都府京都市伏見区中島中道町133番地東洋印刷株式会社<br>東洋印刷株式会社<br>代表取締役 土谷 潤一郎              | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為) |     | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。     |
|    |           | 京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地株式会社イセトー<br>代表取締役 小谷 達雄                     | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為) |     | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。     |
| 12 | 独占禁止法違反行為 | 大阪府大阪市中央区今橋2丁目4番10号EDGE淀屋橋8<br>F<br>カワセコンピュータサプライ株式会社<br>代表取締役 川瀬 啓輔 | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為) |     | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。     |
| 13 | 独占禁止法違反行為 | 北海道札幌市中央区南二条西十二丁目324番地1<br>株式会社恵和ビジネス<br>代表取締役 渡辺 淳也                 | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為) |     | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。 |

| 番号 | 指名停止理由     | 有資格業者名  | 措置期間                                 | 適用条項  | 決定日     | 備考  |
|----|------------|---|--------------------------------------|---|---------|---|
| 14 | 独占禁止法違反行為  | 茨城県土浦市藤沢3495番地1<br>株式会社タナカ<br>代表取締役 田中 司郎                 | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)              |         | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 15 | 独占禁止法違反行為  | 兵庫県西宮市津門稲荷町11番12号<br>塚田印刷株式会社<br>代表取締役社長 塚田 和範            | 令和4年4月15日から<br>令和4年10月14日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)              |         | 左記業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するようにすることにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 16 |            | 神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地<br>JFEエンジニアリング株式会社<br>代表取締役社長 大下 元    | 令和4年5月13日から<br>令和4年11月12日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第6号<br>(競売入札妨害<br>又は談合)             | R4.5.13 | 左記業者の使用人は、平成29年5月に沖縄県竹富町が発注した「竹富町東部第1区海底送水管更新工事」の入札を巡り、令和4年3月6日に官製談合防止法違反の容疑により逮捕された。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。  |
| 17 | 独占禁止法違反行為  | 東京都中央区八重洲二丁目7番15号<br>株式会社メディセオ<br>代表取締役社長 長福 恭弘           | 令和4年5月24 日から<br>令和4年8月23日まで<br>(3か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)並びに<br>第4条第3項 |         | 左記業者は、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する<br>医薬品の入札について、独占禁止法第3条の規定に違反する行<br>為を行っていたとして令和4年3月30日に公正取引委員会から違<br>反事業者の認定を受けた。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認<br>められるので指名停止するものである。  |
| 18 | 競売入札妨害又は談合 | 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地<br>パシフィックコンサルタンツ 株式会社<br>代表取締役社長 重永 智之 | 令和4年6月13日から<br>令和4年12月12日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第6号<br>(競売入札妨害<br>又は談合)             | R4.6.13 | 左記業者の使用人は、富山県富山市が令和元年7月に発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の入札を巡り、令和4年2月14日、公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕された。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。   |
| 19 | 競売入札妨害又は談合 | 東京都豊島区高田三丁目37番10号<br>株式会社ジイケイ設計<br>代表取締役 須田 武憲            | 令和4年6月13日から<br>令和4年12月12日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第6号<br>(競売入札妨害<br>又は談合)             | R4.6.13 | 左記業者の使用人は、富山県富山市が令和元年7月に発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の入札を巡り、令和4年2月14日、公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕された。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。   |

| 番号 | 指名停止理由            | 有資格業者名   | 措置期間                                | 適用条項  | 決定日      | 備考  |
|----|-------------------|--|-------------------------------------|---|----------|---|
| 20 | 競売入札妨害又は談合        | 大阪府大阪市西区西本町二丁目2番4号<br>株式会社 錢高組<br>取締役社長 銭高 久善          | 令和4年7月8日から<br>令和5年1月7日まで<br>(6か月)   | 第2条第1項<br>別表第2第6号<br>(競売入札妨害<br>又は談合)             | R4.7.8   | 左記業者の元使用人は、近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事の入札を巡り、令和4年5月31日に官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で在宅起訴された。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。   |
| 21 | 行為                | 栃木県佐野市栃本町1051番地<br>中里建設 株式会社<br>代表取締役 中里 聡             | 令和4年7月27日から<br>令和4年8月26日まで<br>(1か月) | 第2条第1項<br>別表第2第9号<br>(その他不正又<br>は不誠実な行<br>為)      |          | 左記業者の業者及び社員は、栃木県佐野市発注の災害廃棄物 仮置き場の復旧工事において、作業員が死亡する工事関係者事 故を発生させ、令和3年7月8日、労働安全衛生法違反により足利 簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。   |
|    | その他不正又は不誠実な<br>行為 | 千葉県旭市ニの6292番地の4<br>藤英建設 株式会社<br>代表取締役 藤代 剛志            | 令和4年8月10日から<br>令和4年9月9日まで<br>(1か月)  | 第2条第1項<br>別表第2第9号<br>(その他不正又<br>は不誠実な行<br>為)      |          | 左記業者及び左記業者の使用人は、令和2年4月29日、旭市の工場でスレート屋根補修工事をする際、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼす恐れがあったのに、幅30cm以上の歩み板を設ける等の労働者の危険防止措置を講じず、作業員1名が死亡したことから、労働安全衛生法及び業務上過失致死罪により略式起訴され、令和2年12月28日付けで罰金刑に処せられた。また、このことが建設業法第28条第3項に該当するとして、当該業者は千葉県知事から令和4年6月23日付けで、営業停止処分を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。 |
|    | 行為                | 東京都港区海岸三丁目20番20号<br>株式会社 西原環境<br>代表取締役 西原 幸志           | 令和4年8月10日から<br>令和4年9月9日まで<br>(1か月)  | 第2条第1項<br>別表第2第9号<br>(その他不正又<br>は不誠実な行<br>為)      |          | 左記業者は、愛知県豊橋市発注のいずみが丘処理場の運転保守委託業務において、令和3年8月19日、水量の確認作業に当たり、作業中又は通行中の労働者がマンホールから転落することによる窒息等の危険を防止するため、必要な個所に高75センチメートル以上の丈夫なさく等を設けるなどの必要な措置を講じなかったことから、労働安全衛生法違反で令和4年5月10日付けで起訴され、令和4年5月23日付けで罰金刑の略式命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。                                |
| 24 | 競売入札妨害又は談合        | 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マルイト難波ビル<br>株式会社 淺沼組<br>代表取締役社長 浅沼 誠 | 令和4年9月9日から<br>令和5年9月8日まで<br>(12か月)  | 第2条第1項<br>別表第2第5号<br>(競売入札妨害<br>又は談合)             | R4.9.9   | 左記業者の使用人は、千葉県市川市発注の市川市立塩浜学園の旧校舎取り壊し工事の入札を巡り、令和4年7月26日に公契約関係競売等妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。  |
| 25 | 独占禁止法違反行為         | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号<br>株式会社 大塚商会<br>代表取締役社長 大塚 裕司       | 令和4年11月10日から<br>令和5年2月9日まで<br>(3か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)並びに<br>第4条第3項 | R4.11.10 | 左記業者は、広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。  |

| 番号 | 指名停止理由    | 有資格業者名   | 措置期間                                | 適用条項  | 決定日    | 備考  |
|----|-----------|--|-------------------------------------|---|--------|---|
| 26 | 独占禁止法違反行為 | 広島県広島市西区横川新町9番12号<br>中外テクノス 株式会社<br>代表取締役 福馬 聡之  | 令和4年11月10日から<br>令和5年5月9日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)              |        | 左記業者は、広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の<br>入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っ<br>ていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置<br>命令等を受けた。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認<br>められるので指名停止するものである。  |
| 27 | 独占禁止法違反行為 | 東京都江東区豊洲五丁目6番15号<br>Dynabook 株式会社<br>代表取締役 覚道 清文 | 令和4年11月10日から<br>令和5年5月9日まで<br>(6か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)              |        | 左記業者は、広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。  |
| 28 | 独占禁止法違反行為 | 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地<br>株式会社 ニチイ学館<br>代表取締役 森 信介   | 令和4年11月10日から<br>令和5年2月9日まで<br>(3か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)並びに<br>第4条第3項 |        | 左記業者は、愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。  |
| 29 | 独占禁止法違反行為 | 東京都港区港南一丁目7番18号株式会社 ソラスト<br>代表取締役 藤河 芳一          | 令和4年11月10日から<br>令和5年2月9日まで<br>(3か月) | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)並びに<br>第4条第3項 |        | 左記業者は、愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。  |
|    |           | 東京都文京区後楽二丁目2番8号<br>五洋建設 株式会社<br>代表取締役社長 清水 琢三    | 令和5年2月15日から<br>令和5年3月14日まで<br>(1か月) | 第2条第1項<br>別表第2第9号<br>(その他不正又<br>は不誠実な行<br>為)      |        | 左記業者は、元請けとして受注した「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において、作業員が令和3年7月9日に高所作業車から転落し負傷したことについて、左記業者の使用人は、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和3年8月19日に至るまで提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により起訴され、令和4年12月22日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 31 | 独占禁止法違反行為 | 東京都豊島区北大塚一丁目21番5号<br>株式会社 セレスポ<br>代表取締役 田代 剛     | 令和5年3月8日から<br>令和5年9月7日まで<br>(6か月)   | 第2条第1項<br>別表第2第4号<br>(独占禁止法違<br>反行為)              | R5.3.8 | 左記業者の役員は、東京オリンピック・パラリンピックのテスト大会に関連する業務の入札を巡り不正な受注調整を行っていたとして、独占禁止法違反の疑いで令和5年2月8日、東京地方検察庁に逮捕された。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。  |

| 番号 | 指名停止理由 | 有資格業者名   | 措置期間                                | 適用条項   | 決定日 | 備考   |
|----|--------|--|-------------------------------------|--|-----|--|
|    | 行為     | 東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号<br>水道機工 株式会社<br>代表取締役 古川 徹  | 令和5年3月30日から<br>令和5年4月29日まで<br>(1か月) | 第2条第1項<br>別表第2第9号<br>(その他不正又<br>は不誠実な行<br>為) |     | 左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたこと等により、国土交通省関東地方整備局長から令和5年2月10日付けで建設業法に基づく指示処分及び営業停止命令を受けた。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。 |
|    | 行為     | 東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号<br>株式会社 水機テクノス<br>代表取締役 原 毅 | 令和5年3月30日から<br>令和5年4月29日まで<br>(1か月) | 第2条第1項<br>別表第2第9号<br>(その他不正又<br>は不誠実な行<br>為) |     | 左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたこと等により、国土交通省関東地方整備局長から令和5年2月10日付けで建設業法に基づく指示処分及び営業停止命令を受けた。<br>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。 |